年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（東京都担当部会）
平成 28 年5月 27 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　15 件

厚生年金保険関係　15 件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　2件

厚生年金保険関係　2件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501729 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600042 号

第１　結論

請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年３月 12 日から同年４月 12 日に訂正し、同年３月の標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

昭和 56 年３月 12 日から同年４月 12 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 56 年３月 12 日から同年４月 12 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 30 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 56 年３月 12 日から同年４月 12 日まで

Ａ社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給料明細書を提出するので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間にＡ社に勤務していたことが確認できる。

また、Ａ社に勤務した期間の最後の明細書として請求者から提出された給料明細書では、支払月の記載がないものの、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、請求者に係る雇用保険被保険者離職票の記載内容から、当該給料明細書は昭和 56 年３月 16 日から同年４月 11 日までの同年４月分の明細書であることが認められる。

しかしながら、Ａ社の複数の従業員から提出された請求期間に係る給料明細書により、請求期間当時、同事業所では給与からの保険料控除方法が当月控除であったことがうかがえるところ、請求者は、上記給料明細書以外に給料明細書を保有していないことから、請求者の請求期間における給与からの厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

一方、昭和 56 年４月にＡ社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している従業員が入社時から退職時までの全期間の給料明細書を保有しているところ、同年３月分の給料明細書により、

同年３月分の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 56 年３月 12 日から同年４月 12 日に訂正することが必要である。

また、昭和 56 年３月に係る標準報酬月額については、昭和 56 年２月の厚生年金保険の記録から、15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和 56 年３月 12 日から同年４月 12 日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについて、当時の資料がないことから不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第1501664号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第1600043号

第１　結論

請求者のＡ社における平成16年１月15日の標準賞与額を32万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年１月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年１月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和23年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成16年１月15日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に32万4,266円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成27年12月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員111人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、32 万 4,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年１月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501665 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600044 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を２万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 24 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に２万 8,843 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、２万8,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年１月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501666 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600045 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 22 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 9,769 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、9,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年１月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501667 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600046 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 16 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 11 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 16 万 8,027 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、16 万 8,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501681 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600047 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 13 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 17 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 13 万 3,612 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、13 万 3,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年１月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501683 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600048 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 32 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 32 万 3,574 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、32 万 3,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年１月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501684 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600049 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 30 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 21 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 30 万 8,214 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、30 万 8,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501689 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600050 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を２万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 17 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に２万 8,248 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、２万8,000円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成16年１月15日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成22年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501716 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600051 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 38 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 30 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 38 万 6,898 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、38 万 6,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年１月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501767 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600052 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 40 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 3,164 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、3,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年１月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501837 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600053 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 15 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 21 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 15 万 7,080 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、15 万 7,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年１月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年１月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年１月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501870 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600054 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 16 年１月 15 日の標準賞与額を 36 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年１月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年１月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 23 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 16 年１月 15 日

Ｂ厚生年金基金からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が基金にはあるが国にはないことを知った。保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社は、当時の資料は保管していないものの、請求期間に請求者に対し賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した旨回答している。

一方、Ｂ厚生年金基金から提出された「賞与異動記録」により、請求者は、請求期間に 36 万 4,902 円の賞与を支給されたことが確認できる。

また、請求者と同職種の複数の従業員から提出された「２期賞与分」により、請求期間にＡ社から当該従業員に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、平成 27 年 12 月７日に、同社は請求者及び上記従業員を含む従業員 111 人分の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しており、当該届書により上記従業員の賞与支給額は上記「２期賞与分」の支給額と一致していることが確認できることから、請求者についても上記従業員と同様に厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間に係る標準賞与額については、上記被保険者賞与支払届及び「賞与異動記録」

において確認できる賞与額から、36 万 4,000 円とすることが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成 16 年 1 月 15 日に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 1 月 15 日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501746 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600055 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 15 年８月 12 日の標準賞与額を 135 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年８月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 15 年８月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 43 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 15 年８月 12 日
②　平成 15 年８月 23 日

年金事務所からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録がないことを知った。

平成 15 年夏の賞与は２度に分けて支給された。明細書及び家計簿を提出するので年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された「2003 年夏季賞与明細書」及び家計簿並びにＡ社の請求期間当時の社会保険担当者から提出された「2003 夏支給控除」により、請求者は請求期間①において、同社から賞与（135 万円）の支払いを受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（135 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社の当時の事業主及び事業主の代理人は請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間②について、 請求者から提出された「2003 年夏季報酬明細書」において 63 万 3,000 円の支払いは確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

なお、A社の事業主の代理人は、上記「2003 年夏季報酬明細書」について詳細は不明であるが、営業実績に基づく出来高払い報酬を記載したものと思われ、賞与ではない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501747 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600056 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 15 年８月 12 日の標準賞与額を 150 万円、同年 12 月 26 日の標準賞与額を 84 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年８月 12 日及び同年 12 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年８月 12 日及び同年 12 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 33 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 15 年　８月
　　②　平成 15 年 12 月

年金事務所からのお知らせにより、Ａ社に勤務した請求期間①及び②の厚生年金保険の標準賞与額の記録がないことを知った。

賞与明細書は保有していないが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社の請求期間当時の社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」及び「2003(1).12.26 冬季賞与支給控除一覧」により、請求者は、同社から平成 15 年夏季に 287 万 3,000 円、同年冬季に 84 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（平成 15 年夏季は 150 万円、同年冬季は 84 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

また、平成 15 年夏季の賞与支給日については、請求者と同職種の従業員から提出された家計簿の記載内容により、平成 15 年８月 12 日、同年冬季の賞与支給日については、「2003(1).12.26 冬季賞与支給控除一覧」及び請求期間当時の社会保険事務担当者の陳述により、平成 15 年 12 月 26 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、Ａ社の当時の事業主及び事業主の代理人は請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501783 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600057 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 64 年１月１日から平成元年 10 月１日まで

Ａ社における厚生年金保険の被保険者記録が、昭和 64 年１月１日に喪失し、平成元年 10 月１日に再加入したことになっているが、同社には昭和 54 年 12 月から平成 13 年６月 30 日まで継続して勤務していた。事務員は自分しかおらず、社会保険事務所（当時）への届出書の作成も自分が行っており、途中で喪失することは考えらないので、請求期間について厚生年金保険被保険者の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者に係る雇用保険の離職日は昭和 63 年 12 月 31 日と記録され、社会保険の資格喪失日は離職日の翌日となることから厚生年金保険の資格喪失日と符合しており、雇用保険の「支給台帳全記録照会」では、請求者は、平成元年２月 13 日に求職の申込みを行い、同年２月 20 日から同年９月 17 日までの 210 日間、基本手当を受給していることが確認できる。

また、Ａ社は、平成 13 年７月１日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る勤務について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、Ａ社における請求者の健康保険証は、平成元年１月 11 日に回収され、再度、同社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した際に同年 10 月 20 日付けで新たな健康保険証が交付されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は請求期間において、Ａ社に勤務していたことを確認できないことから、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 1501818 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 1600058 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社Ｂ工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 31 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 56 年７月 31 日から同年８月１日まで

Ａ社Ｂ工場を昭和 56 年７月 31 日に退職したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年７月 31 日と記録されている。昭和 56 年８月１日が正しい被保険者資格喪失日であるため、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

Ａ社Ｂ工場の事業継承会社であるＣ社は、請求期間当時の資料の保存がなく、請求期間に係る請求者の勤務を確認することはできないものの、雇用保険の離職年月日が昭和 56 年７月 30 日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日が翌日の同年７月 31 日となっていることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は実際の退職年月日に符合させていたと考えられる旨回答している。

また、請求者を含め昭和 56 年に月末、月初及び給与締め日の翌日にて厚生年金保険被保険者の資格を喪失している従業員のうち、12 人について調査したところ、12 人全員の厚生年金被保険者資格の喪失日が雇用保険の離職年月日と符合していることが確認できる。

さらに、上記従業員のうち、厚生年金保険被保険者資格を月末に喪失している従業員で、給与明細書を所持している者はなく、請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、Ｃ社は、Ａ社Ｂ工場が請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届の喪失年月日を、昭和 56 年７月 31 日として社会保険事務所（当時）に届出したと考えられ、７月分の厚生年金保険料を控除したとは考え難い旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。